

広島県水道広域連合企業団
情報公開条例の解釈運用基準

広島県水道広域連合企業団情報公開条例の解釈運用基準

目 次

第1章 総則	
第1条 目的	1
第2条 定義	3
第3条 実施機関の責務	7
第4条 利用者の責務	8
第2章 行政文書の開示	
第5条 開示を請求できるもの	9
第6条 開示請求の方法	11
第7条 開示請求に対する措置	14
第8条 開示決定等の期限	16
第9条 開示の実施方法	19
第10条 行政文書の開示義務	21
第11条 部分開示	40
第12条 公益上の理由による裁量的開示	42
第13条 行政文書の存否に関する情報	43
第14条 事案の移送	45
第15条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	47
第16条 開示請求に係る手数料等	50
第17条 他の制度等との調整	51
第3章 審査請求	
第18条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外	53
第19条 審査会への諮問	54
第20条 諮問をした旨の通知	57
第21条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	58
第4章 情報公開の総合的な推進	
第22条 情報提供施策の充実	60
第23条 出資法人及び指定管理者の情報公開	61
第5章 雑則	
第24条 行政文書の管理等	62
第25条 運用状況の公表	63
第26条 委任	64
附則	65

第1章 総則

第1条 (目的)

第1条 この条例は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにし、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、企業団の事業を住民へ説明する責務を全うし、公正で開かれた事業運営の推進を図ることを目的とする。

【趣 旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであって、第3条の「実施機関の責務」とともに、条例全体の解釈の指針となるものである。

各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。

【解釈及び運用】

1 「行政文書の開示を求める権利」とは、水道企業団が保有する行政文書の開示を求める住民の権利をいい、実施機関には、条例で定める要件を満たした請求権者の開示請求に応じる条例上の義務がある。

したがって、住民の請求に対する実施機関の開示しない旨の決定に対しては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求や行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消訴訟の提起といった法的な救済手段が保障されている。

なお、上記の場合のほか、本条例においては、第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示する場合に、第三者からの審査請求等の法的救済手段も保障されている。

2 「行政文書の公開に関し必要な事項」とは、開示する行政文書の範囲、開示の請求手続その他の行政文書の開示に関する事項のほか、情報提供の実施のために必要な事項をいう。

3 「企業団の事業を住民へ説明する責務を全うし、公正で開かれた事業運営の推進を図る」とは、水道企業団の事業運営の状況を明らかにし、住民に対し説明する責務を果たすよう努めることで、住民の理解と信頼を深め、公正で開かれた水道事業運営を推進するという、この条例の目的を明らかにしたものである。

4 行政文書の開示と情報提供施策との関係

行政文書の開示は、保有している行政文書をありのままに開示しなければならないものであるため、中には住民がその内容を直ちに理解しにくい場合もある。

これに対して、情報提供施策は、開示請求を待つことなく水道企業団の情報を資料として整理し、各種の広報媒体等を通じて住民に対して積極的に任意に提供するものであり、生の情報をそのまま開示することに比べて、説明を加えるなど、多くの人に理解しやすい形で提供できる利点を持っている。

したがって、水道企業団の事業運営に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた水道事業運営を推進するためには、第22条で「情報の積極的な提供等を行い、情報の提供に

関する施策の充実に努める」としているように、現行の情報提供施策の充実を図り、開示請求に対する行政文書の開示とともに、総合的に推進することが必要である。

また、個々の事務事業を円滑に執行するため、種々の方法により情報を関係者に提供することは、この条例の規定により禁止、制限されるものではなく、当該情報の内容、事務事業の趣旨・目的に即して、個々の事務事業の中で判断されるべきものである。

第2条（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、議会、企業長、監査委員及び選挙管理委員会をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

【趣 旨】

本条は、この条例において用いる「実施機関」及び「行政文書」について定義したものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

「実施機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）により、独立して事務を管理し執行する権限を有する機関をいい、各実施機関の組織規程等により定められている本部各課等及び地方機関等の全体を含む意味である。

第2項関係

- 1 「実施機関の職員」とは、議会、企業長、監査委員及び選挙管理委員会の委員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員（臨時的任用職員等を含む。）をいう。したがって、実施機関の附属機関の委員を含むものである。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。
- 3 「文書、図画、写真及び電磁的記録」とは、この条例の対象となる行政文書の範囲を情報の記録の形態により定めたものである。
 - (1) 「文書」とは、起案文書、供覧文書のほか、台帳、電算出力帳票、カード類等をいう。
 - (2) 「図画」とは、地図、図面、ポスター等をいう。
 - (3) 「写真」とは、印画紙に焼き付けたものをいう。

なお、「文書、図画、写真」とは形態が異なるが、フィルム（ネガフィルム、マイクロフィルムなど）についても、この条例の対象とし、文書、図画又は写真に準じて取り扱うものとする。
 - (4) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する

ことができない方式でつくられた記録全般をいい、フロッピーディスク、光ディスク、磁気ディスク、汎用機用磁気テープ、録音テープなどの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報である。

なお、電磁的記録を用紙に出力したものについては、「文書」、「図画」又は「写真」としてこの条例の対象となるものである。

- 4 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該行政文書を当該実施機関の職員が作成し、又は取得した後に決裁、供覧、内部検討等に付すなどして、当該実施機関が業務上必要なものとして保有しているもの（組織的共用文書）をいう。

5 組織的共用文書の範囲

(1) 作成した文書（図画及び写真を含む。）

決裁、供覧、内部検討等一定の事務処理手続に付された時点以後のものであって、当該実施機関において保管又は保存されているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織的共用文書に該当する。

ア 一定の事務処理手続に付された時点以後のもの

(ア) 「一定の事務処理手続に付された時点以後のもの」とは、作成した文書が個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経た時点以後であることをいう。

(イ) 「内部検討」とは、一定の権限を有する者を含めて行われる内部検討をいう。

(ウ) 「一定の権限を有する者」とは、おおむね本部各課等においては課の長等、地方機関においては所長等（本部の課長等に相当する職にある者）以上の職に相当する者（以下「課長等」という。）をいう。

(エ) 課長等を含む一定の事務処理手続に付されていないものであっても、台帳類・帳簿類等であって当該組織において利用するために作成されたものは、一定の事務処理手続に付されたものとみなす。

(オ) 起案文書については、事案の決定権者である課長等の指示により作成されるものと同等のものであると認められるため、起案者が回議した時点で一定の権限を有する者の関与を経たものとみなす。

イ 実施機関において保管又は保存されているもの

(ア) 各実施機関の定める文書規程等（以下「文書規程等」という。）の規定に基づき保管又は保存（以下「保管等」という。）が行われているものをいう。

ただし、保管等が行われていない内部検討に係る文書であっても、業務上必要なものとして共用のファイリングキャビネットや保管庫等に保管等されているものは、「実施機関において保管又は保存されているもの」とみなす。

(イ) 文書規程等に規定する保存年限が満了した行政文書であっても、廃棄の手続がなされずに保管等されているものを含むものとする。

ウ 組織的共用文書に該当しないもの

職員が自己の職務の執行の便宜のために所持する正式文書の写しや職員の個人的な検討段階にあるメモ、資料、下書き原稿など。ただし、このような文書であっても内部検討に付された場合や起案文書に添付された場合は、組織的共用文書に該当する。

【組織的共用文書の具体例】

- 事案決定（決裁）等の手続が終了した文書
 - 事案決定（決裁）等の手続の途中の文書
 - 課長等を含む内部検討に付された段階の文書
 - 台帳類、帳簿類
 - 業務日程表等組織的に利用する文書
- (2) 取得した文書（図画及び写真を含む。）

受領した時点以後のものであって、実施機関において保管等されているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織的共用文書に該当する。

ア 受領した時点以後のもの

受領した時点以後のものであれば、必ずしも收受印が押印されている必要はない場合がある。例えば、会議等で配付された文書は、配付された時点で受領したことになる。

また、各実施機関に到着した文書は、文書規程等に定める文書事務取扱主任に交付された時点で受領したこととなる。

イ 実施機関において保管等されているもの

上記(1)イに同じ。

ウ 組織的共用文書に該当しないもの

単に職員が個人段階の職務の参考として取り寄せた資料等

【組織的共用文書の具体例】

- 供覧の手続が終了した文書
- 供覧の手続の途中の文書
- 会議等で受領した文書
- 申請書、届出書、報告書等（実施機関へ提出された時点で対象となる。）
- 委託契約等の成果物

6 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、上記5(1)及び5(2)と同様の考え方とする。

(1) 業務用システムのデータ等

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバ、クラウド等により処理されている業務用システムのデータ等については、上記5(1)及び5(2)の要件に該当するものと認められるので、原則として組織的共用文書に該当する。

(2) フロッピーディスク等の記録

パソコン等を用いて作成された電磁的記録で、フロッピーディスクやハードディ

スク（以下「フロッピーディスク等」という。）に記録されたものについては、上記5(1)又は5(2)の要件に該当するものと認められる場合は組織的共用文書となる。

なお、職員が、起案文書や資料等を作成するため、パソコン等を用いて一時的に作成した下書き、メモ的な記録は、当該職員の判断により随時、変更、消去又は廃棄等が可能であるため、当該要件には該当しない。

(3) グループウェア上の共用ファイルの記録

前記(2)と同様に、上記5(1)又は5(2)の要件に該当する場合は組織的共用文書となる。

なお、グループウェアにおける所属別のドキュメント等に保存していることをもって組織的共用文書に該当するものとするのではなく、前述のフロッピーディスク等に記録されたものと同様に個別具体的に判断するものである。

共用ファイルに保存していても、資料作成やメモ的な記録であって、当該職員の判断により随時、変更、消去又は廃棄等が可能であるものについては、その内容が組織的に認知されているとはいえないので、組織的共用文書には該当しない。

【組織的共用文書の具体例】

- 統計処理等数的処理のために利用しているデータ
- 台帳、事例集等のデータベース
- 特別に組織共用ファイルとして位置付けられるファイルの記録（文書管理システム、グループウェア等）

(4) 録音テープ、ビデオテープ等に記録された情報

前記(2)と同様の取扱いとする。

正規の会議録を紙文書で保管等している場合に、当該会議録を作成するための補助的な手段として会議の内容を一時的に採録した録音テープ等は、対象となる行政文書に該当しない。

録音テープ、ビデオテープ等（販売されているもの、広報資料等を除く。）で行事等を記録・保存する目的で作成し、実施機関において保管等されている場合は、組織的共用文書に該当する。

7 本項ただし書は、開示請求の対象となる行政文書から除かれるもの、すなわち、この条例の適用から除かれる行政文書について定めたものである。

「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は、一般にその内容を容易に知ることができるものであることから、適用除外とすることを定めたものである。

また、水道企業団のその他の広報資料等についても、当該資料が所定の窓口に備え置かれているなど、一般にその内容を容易に知り得る状態であれば、同様である。

8 文書の收受、起案、保管、保存、廃棄その他一切の文書の取扱いは、情報公開制度を円滑、適正に行うための前提となるものであるので、文書規程等の定めるところにより、適正に行わなければならない。

第3条（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、住民の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関がこの条例を解釈運用するに当たり、基本方針として、「原則開示」の徹底と「プライバシーの保護」の配慮について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「この条例の解釈及び運用に当たっては、住民の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重する」とは、この条例の基本理念である原則開示の精神を表したものである。「権利を十分に尊重する」とは、実施機関が行政文書の開示をするかどうかの判断をする場合だけでなく、行政文書の開示の請求に伴う手続等を行う場合においても、原則開示の基本により適正な対応を行うということである。特に、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 第10条の「不開示情報」に該当する行政文書であっても、第11条の「部分開示」のできる要件を満たす場合には、その部分を開示する必要がある。
 - (2) 開示の請求があった時点では、開示することができない行政文書であっても、第7条第4項後段に定めるように、開示することができる期日が明らかである場合には、不開示決定通知書等にその期日を記載しなければならない。
- 2 「個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない」とは、氏名、生年月日、年齢、住所、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、所得、財産の状況その他個人に関する一切の情報は、原則開示の情報公開制度の下においても最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明確にしたものである。

プライバシーの保護は、この条例の基本的理念の一つであるが、プライバシーの概念が明確になっていないので、この条例では、第10条第1号で「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、広く個人に関する情報について、開示しないものとしている。

なお、同号ただし書により例外的に開示する場合の判断についても、本条の趣旨を踏まえて慎重に行わなければならない。

第4条（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求をするとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣 旨】

本条は、行政文書の開示を請求しようとするもの及び開示を受けたものの責務を定めたものであり、行政文書の開示を請求しようとするものに対しては本条例の目的に即した適正な請求をするよう、行政文書の開示を受けたものに対してはこれによって得た情報を本条例の目的に従って利用するよう訓示的に規定したものである。

【解釈及び運用】

- 1 「この条例の目的に即し」とは、第1条に規定する目的に従ってという意味であり、住民の水道企業団事業に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた水道事業運営を推進するという目的に従って利用されることを期待するものである。
- 2 「適正な請求をする」とは、
 - (1) 前記1の目的に沿った開示請求を行うよう努めること
 - (2) 行政執行に著しい支障を及ぼすような開示請求を行わないよう努めること
 - (3) 開示を受ける意思のない開示請求を行うことのないように努めること
 - (4) 開示を求める行政文書を特定するために実施機関に協力するよう努めることなど「適正な請求」が開示請求者の責務であることを明らかにしたものである。
- 3 「適正に使用しなければならない」とは、開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならず、仮にも濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。
- 4 実施機関は、次の方法により、この規定の実現を図るよう努めるものとする。
 - (1) 規程別記様式第1号「行政文書開示請求書」の記載内容等により、必要によって適正な請求をするように求める。
 - (2) 開示によって得られた情報が、不適正な目的に使用されたと認められるときは、開示を受けたものに対して、適正な使用をするよう求める。

なお、この場合に、開示を受けたものが求めに応じないことを理由に、当該行政文書又は将来の同種の行政文書の開示を拒否することはできないものである。

第2章 行政文書の開示

第5条（開示を請求できるもの）

第5条 何人も、実施機関に対して、行政文書の開示を請求することができる。

【趣 旨】

本条は、行政文書の開示を求める権利を付与され、その権利に基づき行政文書の開示を請求できるもの（以下「請求権者」という。）の範囲を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 条例の目的との関連では、条例の効力の及ぶ範囲が地方公共団体の区域内及びその住民に限られること、行政文書の開示制度の運用が住民の水道料金等の負担のもとに行われること、水道企業団が説明責任を負うのは第一義的には水道企業団の区域の住民であることからすれば、開示請求権を行使する主体は水道企業団の区域の住民が中心になるものである。

しかし、交通・通信手段や情報網の発展により、人や物などの交流が広域にわたって行われており、水道企業団の事業運営に関心と関わりを有する者は水道企業団の区域の住民に限られるものではなく、行政文書の開示を請求する権利をあえて水道企業団の区域の住民に限定する実質的理由が乏しく、広く水道企業団の区域外居住者等にも行政文書の開示請求権を認めることは、より開かれた水道企業団の事業運営の一層の推進に資するものである。

よって、開示請求権者を水道企業団の区域の住民に限定することなく、「何人」にも開示請求を認めることとしたものである。

2 日本国民であるか外国人であるか、また、住所地が国内であるか国外であるかを問わない。また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人でない社団等」（民事訴訟法第29条）も含まれる。

3 原則として、本人等を証明するものの提示は求めないものとする。ただし、開示請求書の記載事項中の住所等から客観的に判断して、請求権者本人からの請求であるかどうかの確認が必要な場合には、当該開示請求者に確認をする。

4 代理人による請求も認めることとするが、この場合は、委任状等の提出を求めて代理関係を確認するものとする。

5 未成年者からの請求については、原則として単独での開示請求も受け付けるものとする。

6 開示請求権の一般的性格

(1) 何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度の下では、次のような事由によって、当該行政文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。

（事由1）開示請求者が誰であるかという個別的事情

（事由2）開示請求者が開示請求の対象となる行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情

- (2) 実施機関は、開示請求の対象となる行政文書の特定や部分開示をする場合における請求の趣旨を損なわないかなど判断を行う場合における参考として必要な範囲内で、請求者から請求目的について任意的に聴取することができるものとする。
- (3) 開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、第9条第2項及び第3項に規定する特別の開示の実施の方法による場合及び第11条に規定する部分開示による場合を除き、新たに行政文書を作成又は加工する義務はない。

第6条（開示請求の方法）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、実施機関が当該開示請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、行政文書の開示について具体的な請求手続を定めたものであり、開示請求をする場合は、実施機関が提出を要しないと認めるときを除き、その行政文書を保有している実施機関に対して開示請求書を提出して行うこと及びその開示請求書に記載する事項を明らかにするとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1 開示請求書の提出

(1) 開示請求は、実施機関に対して開示請求書を提出して行うものであるが、その開示請求書の様式は、規程別記様式第1号「行政文書開示請求書」（以下「開示請求書」という。）のとおりである。

なお、開示請求書の記載は、日本語で行わなくてはならない。

(2) 開示請求書は、開示請求する行政文書1件につき1枚提出させるものとする。ただし、開示請求のあった行政文書に係る事務事業を担当する本部の課等又は地方機関の課若しくは当該課に相当する組織（以下「担当部署」という。）が同一と判断でき、かつ、件数が不明な場合又は件数が開示請求書に記載可能な程度に少ない場合は、この限りではない。

(3) 開示請求者は、開示請求書を実施機関の窓口を持参して提出するほか、遠隔地の開示請求者の利便性等に配慮し、郵送及びファクシミリを利用して提出することができるものとする。

(4) 具体的な事務の取扱いについては、広島県水道広域連合企業団情報公開事務等取扱要綱（令和6年4月1日制定。以下「要綱」という。）等で定めている。

2 「実施機関が当該開示請求書の提出を要しないと認めるとき」とは、開示請求者が自ら開示請求書に記載することが困難である場合、開示請求書以外の書面により開示請求

がなされた場合で、開示請求書の必要事項と同様の内容が記載されている場合等をいう。

(1) 口頭で開示請求があった場合は、聞き取りをした職員が開示請求書に代筆し、開示請求者に確認する。

(2) 定められた様式以外の書面で郵送等により開示請求があった場合は、受け取った職員が開示請求書に代筆し、代筆した請求書に当該定められた様式以外の書面を添付するなどの方法により保管する。

3 開示請求書に記載する事項の記載が欠けている場合は、不適法な開示請求になるため、開示請求者に対して、欠けている事項を記載するよう補正を求めることになる。

「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」とは、一般的には、行政文書の名称、行政文書の様式の名称、標題、記載されている情報の概要、作成（取得）年月日、作成者名などを組み合わせて表示することになり、開示請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより行政文書を容易に区別して特定できる程度の記載がされていることが必要である。

個別具体の開示請求事案における行政文書の特定は、実施機関が個別に判断することになる。

「〇〇に関する資料」のように記載された開示請求については、「〇〇」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは記載からは明らかでないため特定が不十分であると考えられる。

「〇〇（実施機関名）の保有する行政文書」のように記載された開示請求についても、行政文書の範囲は形式的、外形的には一応明確であるものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であってその全てに係る行政文書を請求しているとは考え難いことや保有する行政文書の量等に照らして、本水道企業団の開示請求権制度上は特定が不十分であると考えられる。

「▽▽年から△△年までの〇〇の保有する□□に関する文書」というように記載された開示請求についても、対象文書の分量が膨大であり、開示作業に困難性が伴う場合には、形式的には行政文書が特定されているとしても、実質的には対象文書が特定されていないと考えられる。

4 「前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」とは、開示請求書の職員記載欄を除く記載欄中本条第1号及び第2号に該当しない部分の記載事項をいう。具体には、請求者の連絡先（電話番号）、開示の方法の区分などをいう。

第2項関係

1 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり開示請求に係る行政文書を特定することができない場合等をいう。

2 「相当の期間」とは、開示請求者が補正をするのに足りる合理的な期間をいい、個々のケースによって判断されるべきものである。

なお、実施機関が「相当な期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を

経過しても、開示請求者が不備な部分を補正しない場合は、その不備な部分が軽微なものであるときを除き、第7条第2項の規定により、開示しない旨の決定を行う。

ただし、不備な部分が明らかな誤字・脱字等の軽微な場合には、実施機関において職権で補正することができるものである。

- 3 住民は、求める情報が実施機関においてどのような形で存在しているか知らず、開示請求書に的確に表示するための情報を持っていない場合があるので、実施機関が補正を行うに当たっては、開示請求者が容易かつ的確に求める行政文書の件名又は内容を記載することができるよう補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

補正の参考となる資料とは、例えば、開示請求書の記載内容に関連する保存文書目録や該当しそうな行政文書の名称・記載されている情報の概要等が考えられる。

第7条（開示請求に対する措置）

- 第7条** 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第13条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。
- 4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第10条各号に掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該文書の全部又は一部を開示することができる期日を明らかにすることができるときは、その旨及び開示することができる期日を前項の書面に付記するものとする。

【趣 旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにし、第13条に規定する存否応答拒否をする場合及び文書の不存在を理由とする場合についても明確に処分として位置づけることを定めたものである。

実施機関は、開示請求に対し、第1項又は第2項に規定する決定のいずれかをしなければならない。

【解釈及び運用】

第1項関係

- 1 「開示決定」とは、行政文書の「全部開示決定」又は「部分開示決定」をいい、その通知に用いる書面は、決定の区分に応じ、規程別記様式第2号「行政文書開示決定通知書」又は規程別記様式第3号「行政文書部分開示決定通知書」のとおりである。
- 2 「書面により通知しなければならない」とは、開示可否の決定が行政処分であるため、審査請求及び行政事件訴訟の対象となることも考慮し、請求に係る事実関係を明らかにしておく必要があるため、要式行為とすることをいう。
- 3 「開示の日時」欄及び「開示の場所」欄は、当該行政文書の開示を実施する日時及び場所を記載するものとし、郵送により本人に直接送付する場合は、記載しない。

なお、この日時は、開示を実施する指定日時であるとともに、開示を実施できる初日の日時を表すものであり、当該日時以後であれば、開示を認めるものである。ただし、この期間も無制限ではなく、原則として3か月間とする。

第2項関係

- 1 「開示しない旨の決定」とは、行政文書の「不開示決定」をいうが、決定の理由に応じ、その通知は、規程別記様式第4号「行政文書不開示決定通知書」、規程別記様式第4

号の2「行政文書不開示決定通知書（形式上の不備）」、規程別記様式第4号の3「条例適用外通知書」、規程別記様式第5号「行政文書存否応答拒否通知書」又は規程別記様式第6号「行政文書不存在通知書」により行う。

- 2 不開示決定に当たっては、行政不服審査法第82条に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法第46条に基づく取消訴訟の教示を行うことが必要であるが、これらについては、上記各通知書の注意事項として記載することとしている。

なお、前項の「部分開示決定」についても、開示しない部分については、同様である。

第3項関係

- 1 「行政文書の全部又は一部を開示しないとき」とは、行政文書の「不開示決定」又は「部分開示決定」をいい、請求者の請求どおりの決定でないものことである。
- 2 「書面によりその理由を示さなければならない」とは、通知書に、行政文書を開示しない理由（該当条項の明示を含む。）等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に義務付けたものである。

なお、複数の理由による場合は、そのすべてについて記載するものとする。

第4項関係

- 1 「開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第10条各号に掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該文書の全部又は一部を開示することができる期日を明らかにすることができる」とは、行政文書を開示しない旨の決定があった情報が、条例第10条各号の規定に該当する理由が消滅することにより開示することができるようになる期日（年月日）を明示できることをいう。

したがって、開示することができる期日が到来するかどうか分からないもの、また、到来することは確実であっても期日が不確定なものは、これには当たらないものである。

- 2 「書面に付記する」場合の期日の付記は、不開示決定の日からおおむね1年以内に、その全部又は一部を開示することができるようになるときについて行うものとする。

なお、この期日の付記は、行政文書の開示請求者の権利をできる限り尊重する立場から行政文書を開示することができるようになる期日を教示するものであり、その行政文書について当該期日に開示をする決定ではないので、開示請求者は、その期日の経過後に改めて行政文書の開示請求を行わなければならないものである。

- 3 具体的な開示決定の手續等については、要綱等で定めている。

第8条（開示決定等の期限）

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求があった日から15日以内に前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

4 実施機関は、震災、風水害等の発生その他やむを得ない理由により、開示請求に係る行政文書について、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うこと及び開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間を相当の期間延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的な期限並びに正当な理由がある場合の延長の期限及び手続について定めるとともに、開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合等のため、これを処理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生じることを避ける必要がある場合における開示決定期限等の特例を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1 「開示請求があった日」とは、開示請求書を実施機関が受け付けた日、すなわち、開示請求書が実施機関に到達したことによって、実施機関が了知可能な状態に置かれた日をいう。

2 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、15日目が決定期間の満了日となるが、開示請求のあった日以後、可能な限り速やかに決定するよう努めるものとする。

なお、開示請求があった日から15日目の日が休日（広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条に規定する休

日をいう。)に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日をもって満了日とする。

- 3 「当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、第6条第2項の規定に基づき実施機関が補正を求めた場合は、補正に要した日数は期間に算入しないことを定めたものであるが、請求者が補正に応じない意思を明確に示した場合は、実施機関は、速やかに開示請求に対する手続（開示決定又は不開示決定）を進めるものとする。

第2項関係

- 1 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が、開示請求に対して、開示請求のあった日から15日以内に開示決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に開示決定等をする事ができないと認められる事情をいい、おおむね次のような場合をいう。
 - (1) 一度に多くの種類の開示請求があり、開示請求に係る行政文書を短期間に検索することが困難であるとき又は開示請求のあった行政文書の内容が複雑で、短期間に開示決定等をする事が困難であるとき。
 - (2) 複数の部署に関連する情報に係る開示請求であって、意見調整に相当の日数を要するとき。
 - (3) 開示請求に係る行政文書が多岐にわたり多量であるなどのため、開示決定等に相当の日数を要するとき。
 - (4) 開示請求があった行政文書に第三者に関する情報が記録されているため、第15条に基づく意見書の提出に日時を要するとき。
 - (5) 災害等の発生（本条第4項に規定するものを除く。）や一時的な業務量の増大等のため、通常の業務を行うことができず、短期間に開示決定等をする事が困難であるとき。
 - (6) 年末年始等執務を行わない期間があるときその他の合理的な理由により、期間内に開示決定等をする事が困難であるとき。
- 2 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、決定期間を延長する場合は、延長後の期間及び延長の理由を規程別記様式第7号「決定期間延長通知書」により通知することをいう。

第3項関係

- 1 「開示請求に係る行政文書が著しく大量である」とは、開示請求を処理する部署において、開示決定等に関する事務を60日以内に処理しようとする時、当該部署の通常事務の遂行に著しい支障が生じる程の量をいう。
- 2 「事務の遂行に著しい支障が生じる」とは、通常生じる支障の程度を超えた業務上看過しえない支障をいう。
- 3 「相当の部分」とは、開示請求に係る行政文書について、開示決定等を分割して行う

ことを認めた趣旨に照らし、実施機関が 60 日以内に努力して処理することができる部分であって、請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。

- 4 「相当の期間」とは、行政文書について実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。
- 5 本項を適用する場合においては、実施機関は、開示請求があった日から 15 日以内に、請求者に対し、本項の規定を適用する旨及びその理由並びに残りの行政文書について開示決定等をする期限を規程別記様式第 8 号「決定期間特例延長通知書」により通知を行うものとする。

第 4 項関係

- 1 「震災、風水害等の発生その他やむを得ない理由」とは、震災、風水害、その他これらに類する自然災害の発生に伴う緊急を要する業務の処理や予測しえない突発的な事件、事故の処理に要する業務の量が増大したような場合に、開示請求を処理する部署において、開示決定等に関する事務を 60 日以内に処理しようとするところらの自然災害の発生に伴う緊急を要する業務や予測し得ない突発的な事件、事故の処理に要する業務を処理することに著しい支障を生じる事情をいう。
- 2 実施機関は、本項の適用を検討する場合、本項に規定した理由に該当するかどうかなど慎重な判断が必要であり、本項の規定を安易に適用することのないように留意する必要がある。
- 3 「相当の期間」とは、本項を適用する理由が存在する状況において、実施機関が、開示請求を処理するに要する合理的な期間をいう。
- 4 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、決定期間を延長する場合は、延長後の期間及び延長の理由を規程別記様式第 9 号「決定期間特例延長通知書(災害等)」により通知することをいう。

第9条（開示の実施方法）

- 第9条** 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。
- 2 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準じる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。
- 3 実施機関は、開示請求に係る行政文書の開示をすることにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の開示に代えて、当該行政文書を複写したものにより、これを行うことができる。

【趣旨】

- 1 本条は、行政文書の開示を実施する場合の具体的な方法について定めたものである。
- 2 実施機関は、行政文書の開示をする旨の決定をしたときは、開示請求者に対し速やかに、その行政文書の開示を行う義務を負うことを定めたものである。
- 3 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付、フィルムについては閲覧又は視聴又は写しの交付により行い、電磁的記録については情報化の進展状況等を考慮して開示方法を適宜見直すことができるように、実施機関がその種別（媒体）ごとに定める方法により行うものであることを定めたものである。
- 4 行政文書の開示は、原則として原本で行うものであるが、理由がある場合には複写したものにより行うことができることを認めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

- 1 「開示決定」とは、行政文書の「全部開示決定」及び「部分開示決定」をいう。
- 2 「速やかに」とは、決定通知書が開示請求者に到達した日から開示の実施の期日までの期間が、写しの送付手続、開示請求者の都合等の社会通念上の合理的な限度を超えて長くないことをいう。

第2項関係

「情報化の進展状況等を勘案して」とは、電磁的記録の開示の実施方法については、条例制定時にこれらの方法を確定することが困難であるとの理由から実施機関における機器及び各種記録媒体等の普及、活用状況等に応じてという趣旨である。

第3項関係

- 1 「行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき」とは、開示する行政文書の原本が、長期保存のためもろくなっているなどのため汚損又は破損するおそれをいう。
- 2 「その他相当の理由があるとき」とは、台帳等で原本を開示することにより日常業務

に支障を及ぼすなど行政の円滑な執行が確保できなくなる場合等をいう。

- 3 行政文書の開示は、当該行政文書の原本をもって行うべきであるが、原本をもって開示を行うことにより、原本が汚損し、又は破損するおそれがある場合には、当該原本を複製したものをもって開示することができるものである。また、電磁的記録についても、閲覧又は視聴させることによりハードディスク等に保存されている記録が破損するおそれがある場合や通常業務の遂行に支障が生じる場合等には、当該電磁的記録を複製したものをもって開示することができることを定めたものである。
- 4 行政文書を閲覧する者に対し、規程第6条第1項において、「当該行政文書をき損し、又は汚損してはならない。」と規定するとともに、同条第2項において、「実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、行政文書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。」と規定している。
- 5 具体的な開示の実施方法については、要綱等で定めている。

第10条（行政文書の開示義務）

第10条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示請求があった場合は、実施機関は、開示請求に係る行政文書に本条各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときを除き、原則として当該行政文書を開示すべきことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「開示しなければならない」とは、請求のあった行政文書に不開示情報のいずれかが記録されているときを除き、原則開示として、実施機関にその行政文書を開示しなければならない義務を課したものである。
- 2 本条では、不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、行政文書を開示しなければならないことを規定しているが、不開示情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離することができるときは、次条の「部分開示」の規定により、行政文書の一部を開示するものであることに留意しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求があった行政文書に記録された情報が本条各号に定める不開示情報に該当するかどうかを判断する場合には、主観的、恣意的に、又は従来慣行だけを基準に判断するようなことがあってはならず、情報公開制度の趣旨、目的を尊重し、客観的、合理的な判断をしなければならない。
なお、開示可否の決定に当たっては、行政文書の内容に応じて個別具体的に判断すべきであり、不開示とする行政文書の範囲を最小限にとどめるよう慎重に判断すること。
- 4 本条各号の適用に当たっては、1件の行政文書に記録された情報が2以上の各号の不開示情報に重複して該当する場合もあり得るものである。
- 5 本条と守秘義務との関係では、本条は、不開示にする情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の「守秘義務」は、職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者はその趣旨及び目的を異にしている。本条各号に該当する情報と守秘義務の対象となる情報は重なる場合が多いが、当然にすべてが一致するものではなく、本条各号に該当する情報かどうかは、個別具体的な事案ごとに判断されるものである。
- 6 本条と他の法令による行政文書の提出等との関係では、次に掲げる規定等により、実施機関に対して、行政文書の提出、閲覧等を求められることがある。
 - ・ 地方自治法第100条第1項（調査権、出頭・証言・記録提出請求等）
 - ・ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条（文書提出義務）
 - ・ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項（捜査に必要な取調べ）

- ・ 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2 第 2 項（報告の請求）

これらの要求は、情報公開制度に基づく請求ではないことから、本条と他の法令による行政文書の提出とでは、その趣旨及び目的を異にするものであり、本条各号の不開示情報に該当するかどうかをもって、これらの要求に応じるか否かを決定することはできない。

したがって、それぞれの要求の根拠となった法令の趣旨、目的、対象文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に要求に応じるか否かを決定するものであり、本条各号の不開示情報に該当するという形式的な理由のみによって要求に応じるか否かを決定してはならない。

(1) 個人情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣 旨】

- 1 本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、不開示とすることを定めたものである。
- 2 個人のプライバシーの概念は、抽象的であり、その具体的内容や保護すべき範囲が明確でないので、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は不開示とすることを定めたものである。
- 3 本号ただし書は、法令等の規定により公開されているものなど、明らかに個人のプライバシーの侵害とはならないと考えられるもの、また、生命、財産等を保護する公益上の必要があるものについては、例外的に開示する措置を講じることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「個人に関する情報」（死亡した者を含む。以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、次号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」と同じ意味であり、同号で判断することとしているので、本号の個人情報の範囲から除外したものである。ただし、事業を営む個人に関する情報で

あっても、その事業とは直接関係がない個人情報（家庭状況等）もあり、それらは本号により開示可否の判断をするものである。

- 3 特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

ただし、条例第 11 条第 2 項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分以外の部分は条例第 10 条第 1 号の情報に含まれないものとみなして、条例第 11 条第 1 項の規定（部分開示）を適用することに留意する。

- 4 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号・番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が含まれる。氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができる」に該当する。

- 5 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

- 6 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、匿名の作文、無記名の個人の著作物など個人の人格と密接にかかわる情報や特許申請をする前のアイディア、未発表の論文などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

- 7 本号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、不開示とする個人情報から除くことを定めたものである。

(1) 「法令等」とは、法律、政令、省令、その他国の機関が定めた命令、条例又はこれらの委任を受けた規則又は管理規程をいう。

(2) 「公にされている情報」とは、現在、何人も知り得る状態におかれている情報をいう。

したがって、何年も前に広く報道された事実であっても、現在は、限られた少数の者しか知り得る状態にないようなものは「公にされている情報」とはいえない。

(3) 「法令等の規定により公にされている」とは、商業登記簿に登録されている法人の役員に関する情報等のように一般に公表、閲覧等を行うことが法令等に規定されている場合をいう。

(4) 「慣行として公にされている」とは、叙勲者名簿、中央省庁の職員録等のように、一般的に何人も知り得る状態に置かれている場合をいう。

(5) 「公にすることが予定されている」とは、開示請求のときには公にされてはいないが、将来、公にすることが予定されている場合をいう。

8 本号ただし書イは、個人の権利利益は保護されるべきであるが、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることと、不開示とすることによって保護される利益との比較衡量において、公にすることの必要性が優越していると認められる情報は、例外的に開示することを定めたものである。

なお、本号ただし書イの規定によって個人に関する情報を開示しようとするときは、第15条第2項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

9 本号ただし書ウは、公務員等の職務の遂行に係る情報は、当該公務員等の個人に関する情報でもあるが、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、不開示とする個人情報から除くことを定めたものである。

(1) ここでいう「公務員等」とは、次に掲げるものをいう。また、一般職であるか特別職であるかを問わない。常勤・非常勤職員のすべてを含むものである。

ア 国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員

独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員も国家公務員であるが、イの「独立行政法人等の役員及び職員」に含まれるので、本号ただし書ウの国家公務員からは除かれている。

イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の全部）並びに独立行政法人等情報公開法別表第1に掲げる法人（特殊法人及び認可法人のうち同法別表第1に掲げるもの）をいう。独立行政法人等は、国と同様の公共的性格を有することから、独立行政法人等の役員及び職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、国家公務員と同様に取り扱うこととするものである。

ウ 地方公務員法第2条に規定する地方公務員

エ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員

地方独立行政法人は、地方公共団体が設立し、公共的施設の設置・管理などの業務を行わせることができることとされており、その公共的性格から、地方独立行政法人の役員及び職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、地方公務員と同様に取り扱うこととするものである。

オ 地方公社の役員及び職員

地方公社は、地方公共団体が設立し、地方公共団体の行政の一部を構成しているというべき特別な位置づけにある法人と認められることから、その公共的性格にかんがみて、地方公社の役員及び職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、地方公務員と同様に取り扱うこととするものである。

- (2) 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。
- (3) 公務員等の勤務成績、勤務態度、処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報などは、ここでいう「職務の遂行に係る情報」には当たらないものである。
- (4) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について、当該公務員等が本水道企業団職員である場合は、次に掲げる特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、本号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」により、原則として開示するものとする。
- ア 氏名を公にすることにより、条例第 10 条第 3 号から第 5 号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合
- イ 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合
- なお、国の行政機関においても、その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にすることとされている（平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）。
- (5) 公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、当該情報が他の不開示情報に該当する場合には、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示となる。

10 本人からの開示請求

情報公開制度においては、開示請求者に行政文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求の対象である行政文書が住民一般に公開されることを前提としており、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、本号の解釈に当たっても、特定の個人が識別され得る情報であれば、たとえ本人から、当該本人の個人情報を記録した行政文書に対する開示請求があっても、本号ただし書アからウまでの例外事項又は第 12 条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当しない限り、本号本文により不開示となるものである。

なお、その場合、実施機関が保有する本人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 76 条の規定に基づき、本人が自己情報開示請求を行うことができるものである。

【第 1 号（個人情報）本文に該当すると考えられる具体例】

- 1 思想、信条等に関する情報
 - ・ 世論調査等の調査個票
 - ・ 投書、手紙、作文等
 - ・ 個人相談カード
- 2 心身の状況に関する情報
 - ・ 健康診断書、医師診療録
 - ・ 精神衛生、健康相談記録

- 3 家族の状況に関する情報
 - ・ 手当等台帳
 - ・ 生活相談等の記録
- 4 個人の経歴や社会的活動に関する情報
 - ・ 各種資格試験受験願書
 - ・ 履歴書、戸籍謄本
 - ・ 職務経歴書
 - ・ 表彰、叙勲等の推薦書
- 5 所得、財産の状況に関する情報
 - ・ 各種資金貸付申請書
 - ・ 給料等支給明細書
 - ・ 土地等売買契約書

【第1号（個人情報）ただし書の開示できると考えられる具体例】

- 1 本号ただし書アに該当する情報
 - (1) 法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ・ 不動産登記簿（不動産登記法第21条第1項）
 - ・ 法人役員名簿（商業登記法第10条）
 - ・ 著作権登録原簿（著作権法第78条第3項）
 - ・ 開発登録簿（都市計画法第47条）
 - ・ 登録事項等証明書（道路運送車両法第22条第1項）
 - (2) 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ・ 被表彰者名簿、受賞者名簿
 - ・ 審議会等委員名簿
- 2 本号ただし書イに該当する情報
 - ・ 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可申請書
 - ・ 河川占用許可申請書のうち、人の生命、身体、財産等を保護するために公にする必要がある情報
- 3 本号ただし書ウに該当する情報
 - ・ 旅行命令簿
 - ・ 会議等の復命書

(2) 行政機関等匿名加工情報等

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

【趣 旨】

- 1 本号は、個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した個人情報若しくは個人識別符号を、不開示とすることを定めたものである。
- 2 個人情報保護法における行政機関等匿名加工情報の提案募集制度においては、提案者が行政機関等匿名加工情報の作成に要する手数料を納付し、提案者が自身の事業活動に活用しているものであり、提案者への公平な負担や適切な事務コストの回収の観点から、これらに関する情報は不開示としているものである。

【解釈及び運用】

- 1 「行政機関等匿名加工情報」とは、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。
 - (1) 個人情報ファイル簿に掲載される保有個人情報であることを要件としているものであること。
 - (2) 開示請求があったとしたならば、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨を決定するものであること又は保有個人情報の全部又は一部を開示する決定等をするに当たって、当該手続を要する場合について、上記(1)とは別に意見書提出の機会を与えることとなる個人情報ファイルであること。
 - (3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、加工基準に従い個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 2 「行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した」とは、個人情報保護法第109条第3項に規定する「削除情報」をいい、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(3) 事業活動情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣 旨】

- 1 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。
- 2 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動から、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が記録された行政文書は、本号本文に該当する場合であっても開示することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「法人」とは、営利法人、公益法人（学校法人、宗教法人、民法第34条に基づく法人、特定非営利活動法人等）、中間法人その他法人格を有するすべての団体をいう。
- 2 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等であつて、法人格はないが代表者等が定められているものをいう。

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社については、その公共的性格から本号の法人の範囲から除外し、他の不開示情報により判断することとしたものである。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業活動に関する一切の情報をいい、事業活動と直接関係ない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家庭状況等）は、本号に該当せず、本条第1号の個人情報である。
- 5 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 生産技術、販売、営業等に関する情報で、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあるもの
 - (2) 経営方針、経理、人事、労務管理等事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるもの
 - (3) その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるもの

6 正当な利益を害するかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとする。

なお、次のような情報は、「競争上の地位その他正当な利益を害する」おそれがあるとはいえず、公にすることができるものである。

- (1) 法令等の規定により、何人でも閲覧、縦覧等ができる情報（閲覧、縦覧等を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。）
- (2) 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報
- (3) 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した情報

ただし、開示可否の判断時において、実施機関が当該情報を合理的に認識している場合に限る。

7 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害等が現に生じているか、又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合には、このような危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書は、開示しなければならないとする趣旨である。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動が違法又は不当であるか否かは問わない。

8 本号ただし書の適用に当たっては、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため必要な範囲とはいえ、法人等又は事業を営む個人に不利益を与えることとなるので、実施機関は、当該不利益と開示することによる利益とを慎重に比較衡量して、適正な判断をしなければならない。

なお、本号ただし書の規定によって開示しようとする場合には、第15条第2項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手續が必要となる。

【第3号（事業活動情報）本文に該当すると考えられる具体例】

- 1 生産技術に関する情報
 - ・ 資金借入れに係る製造工程図、性能等記載文書
 - ・ 技術開発に係る補助金申請書類
 - ・ 製造業に係る許可申請書
- 2 販売、営業に関する情報
 - ・ 取引先名、顧客名、預金口座名
 - ・ 製造原価
 - ・ 販売計画書
 - ・ 設備投資資金調達計画
- 3 経営方針、経理、人事等に関する情報
 - ・ 法人等の役員会議事録
 - ・ 労働争議の状況文書

- ・ 労使交渉記録等
 - ・ 事業内訓練、研修記録等
- 4 社会的信用、活動の自由等に関する情報
- ・ 不祥事件報告
 - ・ 苦情相談処理簿

【第3号（事業活動情報）ただし書等の開示できると考えられる具体例】

- 1 法人等の正当な利益を害するおそれがない情報
- ・ 発行済株式の総数、種類、数
 - ・ 工業団地進出企業一覧
 - ・ 法人、団体等の経営概況書
- 2 本号ただし書に該当する情報
- (1) 人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ・ 食中毒発生施設及び事件が記録された文書
 - ・ 薬品の性質、副作用が記録された文書
 - ・ 公害行政処分通知書等
- のうち、本号ただし書の要件に該当するもの
- (2) 人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ・ 計量器立入検査結果
 - ・ 宅地建物取引業者行政処分通知書
- のうち、本号ただし書の要件に該当するもの

(4) 審議、検討、協議等に関する情報

(4) 企業団の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

- 1 本号は、水道企業団の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報が公にされると、事務事業の遂行に当たって自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられるおそれがあるため、これらに関する情報を不開示情報とする要件を定めるものである。
- 2 審議、検討、協議、調査研究等に関する情報について、公益性の観点から検討途中の段階の情報を開示することを考慮しても、開示することによって生じる水道企業団や国等の意思決定に対する支障が放置できない程度のものであるときは、当該審議、検討、協議、調査研究等に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「企業団の機関」とは、水道企業団のすべての機関をいい、執行機関（企業長、選挙管理委員会、監査委員）、議会及びこれらの補助機関（職員）のほか、水道企業団の附属機関も含むものである。
「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社」とは、国、独立行政法人等、都道府県、市町村等の地方公共団体（地方自治法第1条の3）、地方独立行政法人及び地方公社をいう。
- 2 「企業団の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間」とは、次のような場合をいう。
 - (1) 水道企業団の機関の内部
 - (2) 水道企業団の機関の相互間（企業長部局と行政委員会の相互間）
 - (3) 水道企業団の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の相互間
 - (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の内部
 - (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の相互間
- 3 「審議、検討、協議、調査研究等に関する情報」には、各機関の内部又は相互間における会議、打合せ、意見交換、意見調整、相談など、審議、検討、協議、調査研究等の名称が用いられていないものも含まれる。また、行政内部における審議、検討、協議、調査研究等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報や、審議等の前提として行われた調査研究において作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して

作成し、又は取得した情報も含まれる。

4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」のある情報とは、次のようなものである。

(1) 公にすることにより、外部からの圧力、干渉等によって率直な意見の交換が不当に妨げられたり、中立的な意思決定ができなくなるもの

(2) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であって、公にすることにより、住民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

(3) 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

5 「不当に」とは、審議、検討、協議、調査研究等に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報については、公にすることによる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量した上で、公にすることの公益性を考慮しても、なお、その支障が重大で放置することができない程度のものである場合をいうものである。

6 意思決定後の取扱い等

審議、検討、協議、調査研究等に関する情報については、水道企業団の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討、協議、調査研究等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに留意する必要がある。

また、審議、検討、協議、調査研究等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討、協議、調査研究等に関する情報が開示されると、住民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

【具体例】

- 公にすることにより、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - ・ 補助金の交付、貸付けの決定に係る事業計画の適否等事前協議、審査内容
 - ・ 広域計画案策定の事前検討資料
 - ・ 検討中の管路敷設のルート等に関する情報

(5) 行政執行情報

- (5) 企業団の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 企業団、国、他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣 旨】

- 1 本号は、公にすることにより、水道企業団の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う各種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とすることを定めたものである。
- 2 公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして本号アからオまでに掲げているものは、支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙したものである。
したがって、その他の事務又は事業に関する情報についても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、本号の対象となるものである。
- 3 本号と本条第4号（審議、検討、協議等に関する情報）との相異は、本条第4号は内部的な審議等に関する情報であるのに対して、本号は事務又は事業の執行に関する情報であるというところにある。

【解釈及び運用】

- 1 本号には、水道企業団の機関が行う事務又は事業に関する情報に限らず、その内容、性格等が同様である国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報も含むものである。
- 2 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の内容に直接かかわる情報に限定するのではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与えることが想定される関連情報を含むものである。
- 3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護に値す

る場合についてのみ不開示にすることができることを明確にする趣旨である。

4 「当該事務又は事業」とは、現在行われている事務又は事業のことをいうものであるが、監査、検査、試験等のように同種の事務又は事業が継続し、又は反復して行われる場合、当該情報を公にすることが将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合にも、本号を適用することを否定するものではない。

5 本号は、一般的に「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではない。

「適正」かどうかを判断するに当たっては、公益上の開示の必要性も考慮されることから、事務又は事業に関する情報を公にすることによってもたらされる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量しなければならない。その結果として適正な遂行に支障を及ぼすおそれを判断するものである。

「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。

「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

6 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報とは、次のようなものである。

- (1) 公にすることにより、当該事務又は事業の実施の意味を喪失するもの
- (2) 公にすることにより、経費が著しく増大することになるもの
- (3) その他公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

7 本号アからオまでに掲げる事務事業については、次のとおりである。

(1) 本号アの「監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験」とは、指導監査、立入検査、各種の許可・認可、試験の実施等の事務をいう。

「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のある情報としては、監査等の方針、内容等に関する情報や採用試験、資格試験等の試験の問題等が該当する。

(2) 本号イの「契約、入札、交渉、渉外又は争訟」は、水道企業団又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が当事者になる用地買収、各種契約等に限定される。

「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報としては、契約等の方針、内容等に関する情報が該当する。

「交渉、渉外」とは、相手方との話し合いによる取決めを行うことをいい、損失補償、損害賠償等に係る交渉、労務交渉、土地等の売買に係る交渉などをいう。

「争訟」とは、審査請求、訴訟等をいう。

ここに掲げる項目については、公にすることによって生じる支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものである。つまり、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合などに限定されることになる。

- (3) 本号ウの「調査研究」とは、試験研究機関等において行われる各種調査等の研究、各種試験等を主として念頭に置いたものである。

ここに掲げる項目については、公にすることによって生じる支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものである。つまり、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合などに限定されることになる。

なお、一般の実施機関が行う企画立案に際しての調査研究に係る情報については、一般に本条第4号（審議、検討、協議等に関する情報）の適用の有無の問題となる。

また、本号ア、イ、エ及びオについても、それぞれ調査研究の事務があると考えられるが、例えば、取締りのための調査は本号ウではなく本号アに、契約のための調査は本号ウではなく本号イに該当する。

- (4) 本号エの「人事管理」とは、職員の採用、異動、退職、給与等の人事に関する事務をいう。

これらの事務に関する情報の中には、公にすることによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものが多いことから規定したものである。

- (5) 本号オの「国若しくは地方公共団体が経営する企業」とは、国営企業又は地方公営企業法の適用がある事業をいう。

これらの事業に関する情報を、本条第3号（事業活動情報）の規定に含めず、本号の問題として処理することとしたのは、国営企業、地方公営企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社の事業の場合、本条第3号の情報と基本的に共通する部分があるものの、特に国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が経営していることに照らして、住民に対する説明の責務の観点を重視した判断が必要となるためである。

【具体例】

- 1 監査、検査、許可、認可、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの
 - ・ 各種の監査等の実施計画、基準、重点項目等
 - ・ 立入検査の検査内容
 - ・ 各種試験の問題、採点基準等
- 2 契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの
 - ・ 補償交渉に係る経緯の記録等

- ・ 用地買収交渉日誌等
 - ・ 訴訟に関する弁護士との打合せの記録、証人申請案、準備書面案
- 3 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
- ・ 試験研究機関等において行われている調査研究のうち、未発表の調査、研究結果
- 4 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 懲戒処分について、その適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報
- 5 企業団、国、他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの
- ・ 企業団、国、他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社に係る事業の技術面に関する情報

(6) 任意に提供された情報

(6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣 旨】

- 1 本号は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報について、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを、原則として不開示とすることを定めたものである。ただし、このような情報であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示することとしたものである。
- 2 本号は、法令等の規定に基づく義務としてではなく、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意の協力により提供された情報という情報の性質に着目し、本条第5号（行政執行情報）とは別に不開示情報として設けたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本号が「実施機関の要請を受けて」という要件を設けているのは、法人等又は個人が、実施機関からの要請がないのに、自己に有利な政策決定を求めるための資料を実施機関に提供したような場合の不開示約束は保護に値しないと考えられるからである。
実施機関が行政事務を行う上で必要であるため、法人等又は個人に依頼した場合に限って、不開示約束条項の保護対象とするものである。
実施機関に当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合は、本号に該当しない。
- 2 「公にしないとの条件」は、実施機関が情報の提供者から情報の提供を受ける際に、提供者から公にしない旨の明示の条件が付されているものをいう。
この場合には、「公にしないとの条件」を法人等が一方的に付しただけでは本号に該当せず、あくまでも実施機関が当該条件を了承していることが必要である。
- 3 「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかないで、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。
- 4 「法人等又は個人における通例として」とは、当該法人等又は個人そのものではなく、当該法人等又は個人が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして判断することを意味する。
したがって、当該法人等又は個人が不開示とすることが通例であると主張しさえすれば足りるわけではなく、客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種等にお

いて、公にしないとする慣行が存在するかを判断することになる。

- 5 「当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、公にしないとの条件が付された時点における諸事情を基本にして不開示の条件を付すことの合理性を判断することを意味しているが、他方、その後の事情の変更を勘案する余地も残す趣旨である。

したがって、公にしないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、公にすることについて提供者の合意が得られた場合や提供者が自ら公にした場合などには、その後の事情の変更を考慮して開示する余地が生じることになる。すなわち、この要件のもとで公にしないとの約束の合理性が審査され、不合理な約束は保護されないことになる。

- 6 本号ただし書は、本号本文にいう任意に提供された情報であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産に対する危害等が現に生じているか又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合には、このような危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書は開示しなければならないとする趣旨である。

なお、本号ただし書の規定によって開示しようとする場合には、第15条第2項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手續が必要となる。

第11条（部分開示）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、原則開示の趣旨から、開示請求のあった行政文書の一部に不開示情報に該当する情報が記録されている場合は、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該不開示情報に該当する部分以外の部分について行政文書の開示をすることを定めたものである。
- 2 本条第2項は、開示請求に係る行政文書に第10条第1号に該当する個人に関する情報（不開示情報）が記録されている場合に、特定の個人が識別され、又は識別され得る部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うべきこと及びその場合における不開示とする範囲について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

- 1 「容易に」とは、行政文書を損傷することなく、かつ、多くの時間と経費を要することなくという意味である。
- 2 「開示請求の趣旨を損なわない程度」とは、開示しない部分を除いて開示した場合であっても、開示請求の趣旨の全部又は一部を充足することができることをいう。
- 3 「容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離すること」ができないときは、実施機関は、開示請求があった行政文書の全部について開示しないことができる。
特に、電磁的記録の場合、不開示情報と開示情報の分離が技術的に困難な場合があり得るので注意する必要がある。
また、不開示情報を除くと開示される部分に記録されている情報の意味が読み取れず、単なる記号、文字、数字等の集まりや羅列となるような場合は、「開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができる」とに当たらない。
- 4 「開示請求の趣旨」は、原則として開示請求書の記載事項から判断するが、判断し難い場合には、必要に応じ開示請求者に確認するものとする。

第2項関係

- 1 「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、開示請求に係る行政文書に個人に関する情報が記録されており、当該情報から氏名、住所、生年月日等の特定の個人が識別することができる部分を除いた残りの部分は、公にしても、個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。このような場合には、不開示にする意義が乏しく、部分開示をすることが望ましい。
- 2 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、特定の個人が識別することができる部分を除いた残りの部分は、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、特定の個人が識別することができる部分を除いた部分は、第 10 条第 1 号の個人情報には含まれないものとみなし、第 1 項の規定を適用して開示しなければならないとする趣旨である。

なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分は、条例第 10 条第 1 号アからウまでのいずれかの規定に該当しない限り、部分開示の対象とならない。
- 3 特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより誰に関する情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、当該部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文等個人の人格と密接に関連する情報が記録された行政文書、個人の未公表の研究論文等、特定の個人を識別させる部分を除いても開示することが不適當であると認められるものは、不開示とする。
- 4 個人に関する情報であっても、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第 10 条第 1 号本文後段）については、条例第 11 条第 2 項の規定の適用はない。
- 5 部分開示の実施方法
部分開示の具体的な実施方法については、要綱で定めている。

第 12 条（公益上の理由による裁量的開示）

第 12 条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

【趣 旨】

本条は、第 10 条により不開示とされている情報について、公益上の理由により裁量的に開示することについて定めたものである。

開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合は、当該情報は原則的には不開示とすることとなる。しかし、不開示とすることの必要性が認められる場合であっても、個々の事例における事情によっては、開示することの利益が開示とすることによる利益に優越すると認められるほどの公益性があるときは、実施機関の判断により開示することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第 10 条第 1 号（個人情報）ただし書イの規定、同条第 3 号（事業活動情報）ただし書の規定又は同条第 6 号（任意提供情報）ただし書の規定による人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合のことをいう。
- 2 本条の規定により水道企業団、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社及び開示請求者以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、第 15 条第 2 項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手續が必要となる。

第13条（行政文書の存否に関する情報）

第13条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、行政文書の存否を明らかにできない情報の取扱いについて定めたものである。開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、水道企業団の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがある。そこで、本条は、行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる場合を例外的に規定したものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、行政文書が存在するとしても明らかに開示することができないと判断される場合限定して、実際には行政文書が存在しない場合も含め、開示請求を拒否するものである。

したがって、実施機関の職員は、開示請求を受け付ける窓口で、この規定を適用する可能性があるような開示請求の相談を受けた場合は、本条の趣旨にかんがみ、その場で行政文書の存否を明らかにしないよう留意するなど、慎重な対応をする必要がある。
- 2 本条は、存否を明らかにしない行政文書について例外的に規定したものであり、適用に当たっては、その妥当性を適切に判断する必要がある。
- 3 「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、本来、不開示情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。
- 4 本条の規定により存否を明らかにすることができない行政文書については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。
- 5 「存否を明らかにできない情報」の例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 存否を答えるだけでプライバシー等を侵害することになる個人に関する情報（条例第10条第1号）を開示することとなる情報
 - ・ 特定個人に係る水道料金等の滞納記録など特定個人の滞納履歴に関する情報が記録された行政文書の開示を請求された場合
 - (2) 存否を答えるだけで法人の正当な利益を害することとなる法人等に関する情報（条

例第 10 条第 3 号) を開示することとなる情報

- ・ 特定企業の特定の技術開発情報が記録された行政文書の開示を請求された場合

(3) 存否を答えるだけで水道企業団等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになる事務等に関する情報 (条例第 10 条第 5 号) を開示することとなる情報

- ・ 表彰候補者名簿のうち、特定個人の情報が記録された部分の開示を請求された場合
- ・ 記述式の試験問題のうち、特定の設問が記録された部分の開示を請求された場合

(4) その他不開示の回答又は不存在の回答をすることによって不開示情報の規定により保護される利益が害される場合

6 「当該開示請求を拒否する」ことは、開示請求に対し第 7 条第 2 項の規定により「開示しない旨の決定」をすることとなる。

第14条（事案の移送）

- 第14条** 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る行政文書について開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

開示請求に対する開示決定等は、当該開示請求を受けた実施機関において行うことが原則であるが、同一の行政文書が複数の実施機関において保有されている場合等においては、一般的に当該行政文書を作成した実施機関の方が開示・不開示の判断を適切に行うことができると考えられる。

また、開示請求に係る行政文書が他の実施機関の事務事業と密接な関連を有する場合には、当該他の実施機関の方が適切に判断し得ることもある。このため、本条は、開示請求を受けた実施機関が他の実施機関に事案を移送する場合の要件、手続及び効果を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

- 1 開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、開示請求を受けた実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができることとした。
- 2 事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が請求に係る行政文書を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。
- したがって、開示請求を受けた実施機関が請求に係る行政文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではない点に留意する必要がある。
- 3 「正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る行政文書が他の実施機関の事務事業と密接な関連を有している場合など、他の実施機関に処理を委ねた方が迅速かつ適切な処理ができるときをいう。
- 4 「他の実施機関と協議の上」とは、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わなかった場合には、開示請求を受けた実施機関において開

示決定等の処理を行わなければならない。

- 5 事案を移送する場合、開示請求を受けた実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならないが、この通知については、規程別記様式第10号「行政文書開示請求事案移送通知書」により行うものとする。

書面による通知を義務付けた趣旨は、事案を移送することにより、開示請求者が開示請求を行った実施機関とは異なる実施機関が開示決定等を行うことになることから、行政処分の変更という重要性に照らしたものである。

第2項関係

- 1 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならないこととした。
- 2 事案の移送の結果、開示請求者に不利益が及ばないようにするため、移送をした実施機関が移送前にした行為は、本項の規定により移送を受けた実施機関がしたものとみなされる。

したがって、移送を受けた実施機関は、第8条の規定により、原則として、移送をした実施機関が開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行わなければならないことになる。

- 3 「移送前にした行為」には、第6条第2項の開示請求書の補正などこの条例に基づき移送前にした行為をすべて含む。

第3項関係

移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、第9条の規定により開示の実施を行わなければならないが、この場合に、移送をした実施機関が当該開示の実施に必要な協力をしなければならないこととした。

第 15 条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第 15 条** 開示請求に係る行政文書に企業団、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社及び開示請求者以外のもの（以下この条及び第 19 条から第 21 条までにおいて「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 10 条第 1 号イ、同条第 3 号ただし書又は同条第 6 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第 12 条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第 1 項及び第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えることとされた第三者が不在である等の理由により、第 8 条第 1 項に規定する期間内に当該第三者に対し意見書の提出の機会を与えることができないと認められるときは、同項に規定する期間を相当の期間延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

- 1 第三者に関する情報が記録されている行政文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとともに、公益上の理由により開示しようとするときは、当該機会を与えなければならない。
- また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定日と開示実施日との間を開けて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図ることとしたものである。
- 2 本条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、その情報が第 10 条第 1 号から第 6 号までに規定する不開示情報に該当するかどうかを実施機関が適正に判断するため、当該第三者の意見書を提出する機会を与えることとしたものである。
- しかしながら、第三者に関する情報が記録されている文書といっても、当該情報が公表されている場合など第三者に意見書の提出の機会を与える必要がないものもあるので、意見書の提出の機会を与えるかどうかは、実施機関の判断に委ねているものである。

- 3 本条第2項は、第三者に関する情報が記録されている行政文書を第10条第1号イ、同条第3号ただし書、同条第6号ただし書又は第12条の規定により公益的開示をしようとする場合には、第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、適正手続きの保障の観点から、当該第三者の権利利益と公益との比較衡量を慎重に行う必要があるため、必ず当該第三者に意見書を提出する機会を与えることとしたものである。
- 4 本条第3項は、第三者に関する情報が記録されている行政文書について、意見書提出の機会を与えられた第三者が開示に反対の意思を表示したにもかかわらず開示決定をする場合に、当該第三者の権利利益の保護を欠くことのないよう、当該第三者に行政争訟の機会を確保するための手続を規定したものである。
- 5 本条第4項は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が不在である等の理由により、実施機関が、当該第三者に対し、意見書の提出の機会を与えたことを通知することができない場合の特例を規定したものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

- 1 「第三者」には、「企業団、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社及び開示請求者」は含まずこれらのものは本条の適用対象ではない。
意見を聴くことのできる「第三者」の範囲から、水道企業団の他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除いているのは、これらのものが私人と同様の手続的保障を図る必要性に乏しいこと、また、これらのものの意見を聴く必要があるときは、任意に適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。
なお、「第三者」とは、個人のほか法人等をいう。
- 2 「行政文書の表示」とは、行政文書の件名等の当該行政文書を特定するために必要な事項をいう。
- 3 「通知」は、規程別記様式第11号「意見照会書」により行うこととし、当該通知の内容は、上記「行政文書の表示」のほか、行政文書の一部に第三者に関する情報が記録されている場合における当該行政文書の一部を特定するために必要な事項を含むものである。
- 4 「意見書を提出する」とは、第三者の意思表示は書面によることを示すものである。
これは、第三者が行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合は、第3項に規定する効果をもたらす場合があるため、書面により、その事実を明確にしておく必要があるという趣旨である。
- 5 「機会を与えることができる」とは、第三者に意見書を提出する機会を与えるかどうかは、実施機関の任意によるものであることを示すものである。
なお、実施機関は、開示決定等を行うに際し、第三者の意見を参考にするものであるが、その意見に拘束されるものではない。

第2項関係

- 1 「書面により通知」とは、本項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、規程別記様式第11号「意見照会書」により第三者に対し通知を確実に行う必要があることを示すものである。この場合において、その意見照会書に第15条第2項第1号又は第2号の適用区分及び当該規定を適用する理由を記載しなければならない。
- 2 「機会を与えなければならない」とは、第三者に意見書を提出する機会を与えることを実施機関に義務付けるものである。
なお、第1項による場合と同様、実施機関は第三者の意見に拘束されるものではない。
- 3 「第三者の所在が判明しない場合」とは、合理的な調査を行った上でも、第三者の所在が判明しない場合をいい、「この限りでない」としたのは、当該第三者を探知できない場合に、開示請求に係る手続が遅延することを避けるという趣旨である。

第3項関係

- 1 「開示決定の日と開示を実施する日との間」とは、開示決定の日及び開示を実施する日を算入しない期間をいう。
- 2 「少なくとも2週間を置かなければならない」とは、いったん開示を実施し、第三者の権利利益が害されることがあれば、それを回復することは困難であることから、反対意見書を提出した第三者に行政争訟の機会を保障するための期間を設けることを実施機関に義務付けたものである。
- 3 「開示決定後直ちに」とは、開示決定後即時であることをいう。したがって、開示決定したことを開示請求者に通知すると同時に、当該第三者に対し、規程別記様式第12号「行政文書開示通知書」により通知することを実施機関に義務付けたものである。

第4項関係

- 1 「第三者が不在である等の理由」とは、第2項に規定する「第三者の所在が判明しない場合」とは異なり、当該第三者の住居等の連絡先は判明するものの、当該第三者が旅行、出張、入院等のため、実施機関が、第8条第1項に規定する期間（15日以内）内に、当該第三者に対し意見書の提出の機会を与えることを通知することができないこととなるような理由をいう。
- 2 「相当の期間延長することができる」とは、当該第三者に通知することができない場合に開示決定等をする期間を延長するときの延長する期間については、開示請求者の実施機関に対する「迅速な開示」という期待を考慮した合理的な期間とする必要があることを示すものである。
- 3 「書面により通知」とは、本項による開示請求者に対する通知については、規程別記様式第13号「決定期間延長通知書（第三者不在等）」により確実に行う必要があることを示すものである。

第 16 条（開示請求に係る手数料等）

第 16 条 実施機関に対して開示請求をする者は、別表に定める区分及び金額による手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

- (1) 実施機関が第 7 条第 2 項の決定をした場合
- (2) 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合
- (3) 開示請求者が電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

【趣 旨】

本条は、第 5 条の規定による開示請求に係る行政文書の写しの交付を受けるものは、これらに係る手数料を納付しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係

- 1 開示請求に係る手数料は、行政文書の写しを交付する場合であって、次のものを交付する場合に徴収することとしている。
 - (1) 文書、図画又は写真
 - ア 複写機により用紙に複写したもの
 - イ スキャナによって読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R、DVD-R）に複写したもの
 - (2) 電磁的記録
 - ア 用紙に出力したもの
 - イ 光ディスク（CD-R、DVD-R）に複写したもの
- 2 次に掲げる場合には、この条例の制定の趣旨、目的から手数料を徴収しないこととしている。
 - (1) 条例第 7 条第 2 号の規定により不開示決定が行われた場合
 - (2) 開示請求者が行政文書の閲覧又は視聴の方法により開示を受ける場合
 - (3) 水道企業団が電子申請システムを導入したときに、開示請求者が電子申請システムにより開示請求を行い、電子申請システムにより開示を受ける場合なお、開示請求者が電子申請システムにより開示請求を行い、電子申請システムによる開示を希望する場合においても、電子申請システム上の制限により開示方法を用紙又は光ディスクにより行政文書の写しを交付することとなるときは、本条第 1 項本文により、手数料を納めなければならない。
- 3 行政文書の写しを郵送により交付する場合に要する費用は、要綱により、郵便切手で徴収する。
- 4 具体的な手数料の額はこの条例別表で、用紙及び光ディスクの規格は要綱で定めている。

- (1) 白黒で複写され、又は出力された用紙（A3判まで） 1枚につき 10円
- (2) カラーで複写され、又は出力された用紙（A3判まで） 1枚につき 20円
- (3) 光ディスク（CD-R、DVD-R） 1枚につき 100円

第17条（他の制度等との調整）

- 第17条** 実施機関は、法令等の規定により、開示請求に係る行政文書が第9条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第9条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
 - 3 この条例の規定は、行政文書のうち、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされている情報が記録されている部分については、適用しない。

【趣旨】

- 1 本条第1項及び第2項は、法令等の規定により、この条例と同一の方法による行政文書の開示の手続が定められている場合における当該行政文書の開示については、当該同一の方法による開示は行わないことを定めたものである。
- 2 本条第3項は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の規定の適用が除外される行政文書については、この条例の規定の適用を除外することを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項・第2項関係

- 1 法令等の規定により行政文書の開示の方法が定められている場合には、当該行政文書については、当該法令等と同一の方法による開示は行わないこととする。
- 2 法令等に行政文書の閲覧、縦覧等について定めがある場合であっても、次のような場合については、本条例を適用するものである。

この場合は、その法令等の趣旨を踏まえ、第10条第1号から第6号までに規定する不開示情報に該当するかどうかを判断し、開示可否の決定を行うものとする。

- (1) 法令等が対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから行政文書の開示請求があつたとき。
- (2) 法令等が閲覧、縦覧等の期間を限定している場合において、その期間外に行政文書の開示請求があつたとき。
- (3) 法令等が閲覧、縦覧等の対象行政文書の範囲を限定している場合において、その行政文書以外の行政文書の開示請求があつたとき。
- (4) 法令等が閲覧又は縦覧の手続きについてのみ定めている場合において、行政文書の写しの交付の請求があつたとき。
- (5) 法令等が謄本、抄本その他の写しの交付の手続きについてのみ定めている場合において、行政文書の閲覧の請求があつたとき。

第3項関係

国の情報公開制度との整合性を考慮し、情報公開法の規定が適用されない行政文書につ

いては、この条例の適用除外としている。

これは、情報公開法が登記、特許、刑事訴訟手続の制度等、文書の開示・不開示の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合には、当該制度に委ねることが適当との観点から適用除外としているのと同様の趣旨である。

【情報公開法の適用除外となる文書】

(1) 登記簿等の具体例

- ・ 不動産登記法 — 登記簿及びその附属書類並びに地図、建物所在図及び地図に準ずる図面
- ・ 戸籍法 — 届書その他市町村長の受理した書類
- ・ 商業登記簿 — 登記簿及びその附属書類
- ・ 漁業法 — 免許登録原簿

(2) 特許原簿等の具体例

- ・ 特許法 — 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもって調整した部分
- ・ 商標法 — 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもって調整した部分

(3) 訴訟に関する書類等

- ・ 刑事訴訟法 — 訴訟に関する書類及び押収物(捜査関係事項照会、回答書等)

第3章 審査請求

第18条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する規定を適用除外とするため、審理員の指名について規定した行政不服審査法第9条第1項本文の規定を適用しないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

行政不服審査法は、審査請求が行われた場合、原則として原処分に関する手続に関与していないなど一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理を行い、次に審理員が行った審理手続の適正性や実施機関の審査請求についての判断の妥当性を第三者機関（行政不服審査会等）がチェックすることで、審査請求に係る裁決の公平性・客観性を確保する仕組みとなっている。

しかしながら、行政不服審査法第9条第1項ただし書は、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合……は、この限りでない。」とし、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、審理員による審理手続を不要とすることができるとしている。（この場合、第三者機関（行政不服審査会等）への諮問も不要となる。）

開示決定等に係る不服申立てについては、広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が、インカメラ審理や実施機関及び不服申立人からの意見聴取などの調査権限を行使して、開示可否等の判断をするなど実質的な審理を行うこととしており、行政不服審査法で導入された審理員による審理手続の趣旨はすでに盛り込まれているため、審理員による審理手続を適用しないこととしたものである。

第 19 条（審査会への諮問等）

第 19 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該行政文書の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてするものとする。
- (1) 行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写し
 - (2) 行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 30 条第 1 項の規定により反論書の提出があったときは、当該反論書の写し
 - (3) 行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 30 条第 2 項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書の写し
- 3 第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

【趣 旨】

- 1 本条は、行政文書の開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があった場合の手續について定めたものである。
- 2 行政文書の開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求については、公平かつ客観的な判断を担保するために、特定の場合を除き、第三者で構成する審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行うという独自の救済手續を定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係

- 1 「開示決定等」とは、第 7 条第 1 項の規定に基づく開示決定及び同条第 2 項の規定に基づく開示しない旨の決定をいう。その態様としては、次に掲げるとおりである。
 - (1) 開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しようとするとき。
 - (2) 開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき。
 - (3) 開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するとき。
 - (4) 開示請求に係る行政文書を保有していないため、開示しないとき。

なお、(1)は、開示請求に係る行政文書に第三者の情報が含まれている場合で当該行政文書の開示に反対する当該第三者から審査請求が提起されることが想定される。

- 2 「開示請求に係る不作為」とは、第 5 条の規定による開示請求があったにもかかわらず、開示請求があった日から 15 日以内に開示決定等をしていないことをいう。

改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）における不作為の不服申立ては、処分の迅速化を促す手段にとどまっていたが、改正後の行政不服審査法では、審査庁は不作為が違法又は不当かのみならず、当該審査請求を認容すべきか否かの判断を行うこととなる。このため、開示請求に係る不作為についても、審査会における審理を経た上

で裁決を出すことが望ましいことから、諮問対象に追加したものである。

- 3 「審査請求があったとき」とは、開示請求者による審査請求のほか、行政文書を開示することにより権利利益が害されることとなる第三者が審査請求を行った場合をいう。
なお、第三者が審査請求を行った場合における開示決定の執行停止については、行政不服審査法の規定に基づく手続によるものである（行政不服審査法第25条参照）。
- 4 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関」とは、当該審査請求に係る開示決定等をした若しくはすべき実施機関又は当該審査請求に係る開示決定等をした若しくはすべき実施機関の上級行政庁であつて当該審査請求に対する判断を裁決として行うこととなる実施機関をいうものである。
- 5 「諮問するものとする」とは、本項第1号及び第2号に掲げる場合を除き、審査会に諮問することを実施機関に義務付けたものである。
- 6 第1号の「審査請求が明らかに不合法であり、却下するとき」とは、審査請求が審査の結果、審査請求人適格、審査請求期間の徒過等の要件の不備により、当該審査請求を却下する場合をいう。
- 7 第2号の「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき」とは、審査請求人の主張を全面的に認めるときであり、このときは審査会に諮問する必要がないため諮問義務の例外としている。ただし、第三者からの開示決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。
- 8 第2号ただし書の「当該行政文書の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く」とは、当該行政文書の開示について第三者から反対意見書が提出されているときは、行政文書を開示することによって、反対意見書を提出した第三者の権利利益が害されることとなるおそれがあることが考えられることから、審査会に諮問することとしたものである。
- 9 審査会の調査審議の手続等については、広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第21号）により定められている。

第2項関係

- 1 本項は、審査会に諮問する際の添付資料について定めたものである。
- 2 行政不服審査法第9条第3項は、審理員を適用しないこととした場合の審理員による審理手続に関する規定の読替等を定めている。開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、第18条の規定により審理員を適用しないこととしているため、行政不服審査法第9条第3項の規定により、審理員による審理手続の一部を審査請求に対する裁決をすべき実施機関である審査庁が行わなければならない。
このため、審査庁による審理手続を経て、必要な書類等をそろえた上で、審査会に諮問することとしたものである。

- 3 審査会に諮問する際の添付書類としては、第1号に定める弁明書（必須）、第2号に定める反論書（審査請求人から審査庁に提出があった場合のみ）、第3号に定める意見書（第20条に規定する参加人がいる場合で、当該参加人から審査庁に提出があった場合のみ）の3種類である。

第3項関係

- 1 本項は、審査会に諮問をした実施機関は、審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うことを実施機関に義務付けたものである。
- 2 「これを尊重し」とは、審査会が実質上の救済機関として機能するよう設置されたものであることから、実施機関は審査会の答申の趣旨を尊重すべきものであることをいう。

第 20 条（諮問をした旨の通知）

第 20 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第 1 項第 2 号において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣 旨】

本条は、前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は審査会に諮問をした旨を審査請求人や参加人等の関係者に通知する義務があることを定めたものである。

審査請求人や参加人等にとって諮問が行われたことを知ることは、その後の審査会に対する口頭による意見陳述又は意見書若しくは資料の提出の準備のために重要なことである。このため諮問実施機関から審査請求人や参加人等に対し、諮問をしたことを通知するものである。

【解釈及び運用】

- 1 「諮問をした旨を通知しなければならない」とは、諮問実施機関に対し、審査請求について審査会に諮問した旨を審査請求人や参加人等に通知することを義務付けたものである。
- 2 第 1 号の「審査請求人」とは、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求をした者をいう。また「参加人」とは、諮問実施機関の裁決に関し利害関係を有するものであって、審査請求に係る審査手続に参加するものをいう（参加人は、行政不服審査法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により、利害関係人が諮問実施機関の許可を得てなる場合と諮問実施機関の求めによりなる場合がある。）。
- 3 第 2 号は、第三者からの審査請求があった場合を想定したものである。開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第 1 号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。
- 4 第 3 号は、開示請求者が不開示決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく不開示決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、実施機関が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第 13 条第 2 項に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

- 5 本条に規定する諮問をした旨の通知は、規程別記様式第 15 号「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」により、審査会への諮問後速やかに行うものである。

第 21 条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第 21 条 第 15 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣 旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている行政文書の開示決定等に対する審査請求について、開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又は開示しない旨の決定を変更して当該行政文書を開示する場合に、裁決と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置くことなどにより、当該第三者に開示決定に対する取消訴訟の提起の機会を与えることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 行政文書がいったん開示されると、当該行政文書に自己の情報が記録されているものに回復が困難な損害が生じるおそれがあるため、第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示するに当たっては、当該第三者には、開示決定に対する取消訴訟の提起などの手続を行う機会が事前に与えられる必要がある。

したがって、第 15 条第 3 項では、第三者に関する情報が記録されている行政文書の開示決定を行うに当たっては、第三者に意見書提出の機会を与え、反対意見書が提出されたときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置き、当該第三者に行政争訟の機会を与えることとしている。

- 2 開示決定に対して、当該第三者がその取消しを求める審査請求を提起した場合に、当該審査請求を却下し、又は棄却するときは、当該第三者の権利利益に回復が困難な損害が生じるおそれがあることから、当該第三者に取消訴訟の提起の機会を与える必要がある。

また、開示しない旨の決定が行われた場合に、その時点では第三者の権利利益を害するおそれはないと考えられるが、当該開示しない旨の決定に対し審査請求が行われ、当該審査請求に対する裁決で当該開示しない旨の決定が変更され、行政文書の全部又は一部を開示することとするときには、開示決定を行う場合と同様に、第三者に対し、取消訴訟の提起などの手続を行う機会を与える必要がある。

このため、これらの場合については、第 15 条第 3 項を準用して、審査請求に対する裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置き、第三者に開示決定に対する取消訴訟の提起の機会を確保することとするものである。

- 3 開示しない旨の決定に対する審査請求に係る裁決で開示しない旨の決定が取り消された場合は、実施機関は、当該裁決の趣旨に沿い、開示決定を行うこととなる。その場合の開示決定についても、第三者の権利利益の保護を図る必要があることから、第 15 条第

3項が適用され、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに注意すること。

4 なお、これらの裁決には、第15条第3項の反対意見書を提出した第三者に対する書面による通知の規定も準用されるので、実施機関は、審査請求に対する裁決の後に、第三者に対して、裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことに注意すること。

5 「第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る」とは、当該第三者が、開示しない旨の決定に対する審査請求において、参加人となり開示しない旨の決定を支持している場合に限り、第15条第3項を準用するものである。

したがって、当初の開示決定等について反対意見書を提出したが参加人となっていない第三者については、本条の適用はない。

第4章 情報公開の総合的な推進

第22条（情報提供施策の充実）

第22条 実施機関は、行政文書の開示を実施するほか、住民が必要とする情報を的確に把握し、住民が事業運営に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報の積極的な提供等を行い、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、実施機関が住民の情報ニーズに迅速・的確に対応し、この条例による情報公開制度等の効率的な運用を図るため、不特定多数の住民を対象とした情報提供施策を積極的に行うよう努めることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「情報提供」とは、住民からの開示請求を待つまでもなく、その保有する情報を実施機関の自主的な意思で住民に提供することをいい、具体的には、テレビやラジオでの放送、インターネットのホームページの開設、各種広報紙(誌)の発行、行政資料の閲覧・配布等をいう。
- 2 実施機関は、その提供する情報の質・量を充実させるとともに、住民に迅速かつ容易に提供することができる情報提供体制の整備を積極的に行う必要がある。

第23条（指定管理者の情報公開）

第23条 広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第3条の規定により指定した指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、その保有する情報（当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。）の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

【趣 旨】

本条第1項及び第2項は、指定管理者の情報公開に関して、指定管理者自身の取組に係る努力義務及び実施機関の所管する当該指定管理者に対する指導に係る努力義務について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

指定管理者は、水道企業団とは別の法人格を有するもので、条例上、水道企業団の機関と同列の実施機関とすることは無理があるが、水道企業団から管理権限を委託されている点において、実施機関の代行性があることから、指定管理者も住民に説明する責務を有すると考えられる。

本項は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理の業務を指定管理者に行わせる場合にも、住民に対して、自ら保有する情報（当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。）の公開に関し必要な措置を講じる努力義務があることを明らかにし、併せて実施機関の所管する当該指定管理者に対する指導に係る努力義務を定めたものである。

第2項関係

実施機関が「指導に努める」とは、実施機関が所管する指定管理に対して、情報公開に係る準則規程を示すなど、当該指定管理者の情報公開に関する制度の整備及び運用に対して指導、支援することをいう。

第5章 雑則

第24条（行政文書の管理等）

第24条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、この条例に基づく開示請求の対象となる行政文書について、条例の適正かつ円滑な運用を確保するため、適正に管理することを実施機関の責務として定めたものである。
- 2 本条第2項は、行政文書の開示制度を利用する住民の便宜を図るため、開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じることを実施機関の責務として定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

「行政文書の管理に関する定め」とは、各実施機関ごとに設けられる行政文書の分類、保存年限、保存、廃棄等について定めた文書規程等をいう。

第2項関係

「開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置」としては、この条例の内容の説明、開示請求の方法（開示請求書の記載方法、提出先）や開示請求事務の流れに関する情報提供等が考えられる。

第 25 条（運用状況の公表）

第 25 条 企業長は、毎年 1 回、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

【趣 旨】

本条は、情報公開制度の適正な運営と健全な発展を期するため、その運用状況の公表に関する企業長の責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「この条例の運用の状況」とは、行政文書の開示制度及び情報提供の運用状況をいう。
- 2 公表は、毎会計年度終了後、速やかに公報に登載することにより行う。
- 3 地方機関は、当該地方機関に係る受付処理簿の写しを、毎会計年度終了後直ちに本部総務課に送付することにより、当該会計年度の運用状況の報告をするものとする。

第 26 条（委任）

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める管理規程で定めることとしたものである。

【解釈及び運用】

「この条例の施行に関し必要な事項」とは、行政文書の開示請求書、開示決定通知書、決定期間延長通知書等の諸様式や閲覧の制限等の事項をいうものである。

附 則

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【趣 旨】

附則は、この条例の施行期日について定めたものである。

【解釈及び運用】

附則は、この条例の施行期日（令和5年4月1日）を定めたものである。